業務委託企業共同体協定書（参考様式）

（目的）

第１条　当共同企業体は、武雄市市民課窓口業務委託を共同連帯して営むことを目的とする。

（名称）

第２条　当共同企業体は、　　　（名称）　　　（以下、「共同企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　当共同企業体は、事務所を　　　　市　　　町　　　番地に置く。

（成立の時期および解散の時期）

第４条　当共同企業体は、　　　年　　月　　日に成立し、第１条に規定する業務の委託契約の履行完了後３月を経過するまでの間は、解散することができない。

２　当共同企業体は、第１条に規定する業務を受託することができなかったときは、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る業務委託が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第５条　当共同企業体の構成員は、次のとおりとする。

　住所

　商号または名称

　代表者

　住所

　商号または名称

　代表者

　住所

　商号または名称

　代表者

（代表者の名称）

第６条　当共同企業体は、　　　　　　　　　　　　　　　　を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　当共同企業体の代表者は、第１条に規定する業務の履行に関し、当共同企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限ならびに自己の名義をもって業務委託代金の請求、受領および当共同企業体に属する財産を管理する権限を有する者とする

（構成員の出資の割合）

第8条　各構成員の出資の割合は次のとおりとする。ただし、当該業務委託について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資割合は変わらないものとする。

　商号または名称　　　　　　　％

　商号または名称　　　　　　　％

　[以下構成員を列記]

２　金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第9条　当共同企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、第1条に規定する業務に関する基本的かつ重要な事項について協議のうえ決定し、業務の完遂にあたるものとする。

（構成員の責任）

第10条　各構成員は、第1条に規定する業務の委託契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条　当共同企業体の取引金融機関は、○○銀行○○支店とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第12条　当共同企業体は、第1条に規定する業務の完了後、当該業務について決算するものとする。

（利益金の配当の割合）

第13条　決算の結果、利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

（欠損金の負担の割合）

第14条　決算の結果、欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

（権利義務の譲渡の禁止）

第15条　本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできないものとする。

（業務途中における構成員の脱退）

第16条　構成員は、当共同企業体が第1条に規定する業務を完了する日までは脱退することができない。

（業務途中における構成員の破産または解散）

第17条　構成員のうちいずれかが、第1条に規定する業務途中において破産または解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して、第1条に規定する業務を完成する。

（解散後の瑕疵担保責任）

第18条　当企業共同体が解散した後においても、第1条に規定する業務につき、瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めがない事項）

第19条　この協定書に定めのない事項については、別途定めるものとする。

　　（代表者）　　　他　　　社は、上記のとおり、　　（名称）　　共同企業体協定書を締結したので、その証拠としてこの協定書　　通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各　　　　　　自所持するものとする。

　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　株式会社

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　株式会社

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役　　　　　　　　　　　　印

[以下構成員を列記]